

令和7年度琉球大学法科大学院
B日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子

1

民法〔全450点中150点〕

令和6年11月9日（土曜日）
9時30分～11時00分（90分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子1部、解答用紙6枚、下書用紙2枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。必要があるときは、手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

【問題 1】

次の事例 1、事例 2 を読んで、以下のそれぞれの設問に答えよ。

法律の適用については、全て現行法の条文の適用があるものとする。

【事例 1】

2023年11月9日、Xは、終日駐停車禁止の路肩に停車して携帯電話で通話していた。

上記日時、Y1は第2通行帯を走行していたところ、第1通行帯を走行していたY2が、ウィンカーも出さずに、突然、第2通行帯に車線変更したことから急ハンドルを切り衝突を回避しようとしたところハンドル操作を誤り急ハンドルを切った結果、X車両に追突した。シートベルトを外して通話していたXは、追突の衝撃でハンドルに頭部を強く打ち付けた。

【設問 1】

Xの損害は800万円で、X、Y1、Y2の過失割合は1：4：3であったとした場合、Xは、Y1に対し、幾らの請求ができるか。法的問題を検討しつつ論じなさい。

【事例 2】

事例1の事実につづき、Xは、救急車でY3が経営する病院に運ばれた。Y3は、Xの症状は軽いむち打ちである判断しCT等の検査をせず帰宅させたところ、帰宅後、急性硬膜下出血で倒れA病院に搬送され手術を受けたが、重い後遺症が残った。

なお、A病院の診察では、Y3医師が適切な診療をしていれば、Xの後遺症は回避できたことが判明している。

また、交通事故によりXが受けた損害について、Xにも1割の過失があることは事例1のとおりである。

【設問 2】 Xは、Y1に対し、後遺症も含めた全損害の請求ができるか法的問題を検討しつつ論じなさい。

問題 2

【事案の概要】

2015年10月、YはAから甲土地（面積：50坪、当時の相場は1坪あたり20万円程度）を1000万円にて購入し、代金全額を支払い引渡したものの登記はAのままとなっていた。

2021年1月、X1は、Aが甲土地を既にYに売却していたこと、甲土地の所有権登記が依然としてAにあることを知り、お金に困っていたAを説得し甲土地を40万円で購入し所有権移転登記を具備した。

その後、甲土地周辺は開発が進んだこともあり地価が大幅に上昇した。

2023年10月、X1は、X2に、甲土地を1200万円に売却し、X2は所有権移転登記を具備した。

(1) 設問 1

X1が、Yに対し、甲土地の引渡しを求めた場合、当該請求は認められるか。法的問題を検討しつつ論じなさい。

(2) 設問 2

X2が、Yに甲土地の引渡しを求めた場合、当該請求は認められるか法的問題を検討しつつ論じなさい。

【出題意図】

問題 1 は、共同不法行為に関する問題です。設問 1 は共同不法行為者間の過失相殺の方法に関する問題であり、設問 2 は異時的不法行為に関する問題です。の異時的競合事例に関する問題です。

問題 2 は、177 条の第三者の定義、背信的悪意者論、背信的悪意者からの転得者についての法的地位という 177 条の第三者についての基本理解を問う問題です。

【採点基準】

第 1 第 1 問

〔配点〕 75 点（以下、内訳）

共同不法行為の認定：25 点

過失相殺：10 点

異時的共同不法行為：40 点

1 設問 1 / 共同不法行為間の過失相殺

最判平成 15 年 7 月 11 日の理解を問う問題である。複数の加害者の過失及び被害者の過失が競合する 1 つ交通事故において、全ての過失の割合が認定できるときは、その割合に基づき過失相殺した賠償額について、加害者らは連帯して共同不法行為責任を負うとするのが判例であり、本問において、X は、Y 1 に対し、自らの過失分を過失相殺した残額 700 万円を請求できる。

2 設問 2 / 2 異時的不法行為による責任の範囲

異時的共同不法行為による責任を問う問題である。

最判平成 13 年 3 月 13 日は、交通事故と医療過誤が異時的に競合した事案において、病院に損害全体の賠償を認めている。しかしながら、本問は、交通事故の当事者の責任を問う問題であること、X 自身も、交通事故の発生原因に 1 割の過失が認められることから、Y 1 に対し、全損害の請求ができるかについては別途検討の余地があるところである。これらの点を踏まえて具体的に検討しているかがポイントとなる。

*設問 1 と 2 の比較の視点が示されていれば加点する。

第 2 第 2 問

〔配点〕 75 点（以下、内訳）

177 条の第三者と背信的悪意者：40 点

背信的悪意者からの転得者：35 点

1 設問 1

設問 1 は、177 条の第三者に関する問題です。

177 条の第三者は、「当事者及びその包括承継人以外の者で、登記の欠缺を主張するにつき正当な利益を有する第三者」と定義されています（大審院明治 41 年 12 月 15 日）。

取引の自由保護の観点から、悪意者も177条の第三者に含まれるとされてきたことから、単なる悪意者ではなく、その取引形態が信義則に反するような者については、類型的に排除できないかという問題意識が生じるようになりました。

こうした流れの中で、最判昭和43年8月2日は、背信的悪意者論を示し、単なる悪意にとどまらず、信義則に反するような者である場合には、背信的悪意者として第三者から排除されることを明らかにしています。

2 設問2

設問2は、背信的悪意者からの譲受人の法的地位です。背信的悪意者が完全な無権利者であるとすれば、転得者も無権利者ということになります（絶対的構成）。

最判平成8年10月29日は、この問題について、背信的悪意者はその者の背信性故に登記の欠缺を主張できないにすぎない事、背信的悪意者であっても取引そのものが無効になるわけでないことなどを理由に、背信的悪意者からの転得者についても、その者が相手方との関係で背信的悪意者に該当する事情がない限り、177条の第三者として登記の欠缺を主張できることを明らかにしています。

刑法〔全450点中100点〕

令和6年11月9日（土曜日）
11時20分～12時20分（60分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子1部、解答用紙4枚、下書用紙1枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。必要があるときは、手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

B 日程入試問題 刑法

【事案】

V 女（35 歳、会社員）は、会社で残業があり深夜帰り道を歩いていると、前から急に X 男（20 歳、学生）に後ろから羽交い絞めにされた。V 女は「誰か助けて！」と叫んだが、周囲に人家や店などもなく、誰も助けに来る気配はなかった。そこで、このままでは X 男に不同意性交等をされてしまいそうであったことから、たまたま足元に落ちていたこぶし大の石を利き腕である右手に持ち、X 男の頭部をめがけて力いっぱい叩きつけたところ、X 男はぐったりとした。V 女は怖くなり、119 番に電話をかけて救急車を呼んだが、X 男は病院で死亡した。

なお、V 女には運動経験などはなかったが、X 男は大学の空手部に所属しており 3 段であった。

【設問】

以上の【事案】において V 女の罪責を論じなさい。

【採点基準】

- (1) 構成要件該当性 20 点
- (2) 違法性 70 点
 - ・ 正当防衛の趣旨
 - ・ 正当防衛の要件
 - ・ 「やむを得ずにした行為」の解釈
- (3) その他 10 点

【出題趣旨】

正当防衛、その中でも「やむを得ずにした行為」に焦点をあてて出題した。

もっとも、「やむを得ずにした行為」に言及する前提として、V 女の行為の構成要件該当性を論じる必要があり、また、正当防衛に関する趣旨や要件についても簡単にでも触れて頂き、その上で、「やむを得ずにした行為」について言及し、同要件を満たすか（あるいは過剰防衛となるか）について検討していただきたい。

憲法〔全450点中100点〕

令和6年11月9日（土曜日）
13時15分～14時15分（60分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子1部、解答用紙4枚、下書用紙1枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。必要があるときは、手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

2025（令和7）年度法律試験問題〔憲法・B日程〕

次の【事例】につき、後掲の【資料】を参照しつつ、【設問】に答えなさい。

【事例】

XはQ市の住民自治推進室の室長を務める管理職職員である。Q市では20XX年に、市民自治の確立のために、その基本理念と市民の参画及び協働に関する制度の基本とを定める自治基本条例が制定され、同室の室員であったXも制定作業に携わった。その後別部署でも住民自治の確立に心を砕き、同室の室長となったXは、その知見を活かし、職員を集めて同条例に関する勉強会を定期的に開いていた。そうした中、Q市長Y及びQ市議会多数派は産廃施設の誘致を企図し、反対住民の動きを警戒するようになった。市の対応に不信感を抱いた住民が、同条例に基づく住民投票実施に向けて活動を始めたところ、議会は同条例の廃止を検討する目的で調査特別委員会を設置し、同委員会は廃止を相当とする報告書を提出するに至った。以後の勉強会でXは、多数の職員の前で、「条例はまだ十分に活用されておらず、廃止されるべきではない」旨の発言を、時に強い調子で行った。Xはさらに、同条例存続の必要性を市民に知らせるべく、顕名で新聞に投書し、自らを「憲法尊重擁護義務を負う市職員」だとした上で、「多年の準備の上、住民も参加し数十回の検討会を重ねて制定された自治基本条例を、一部の短絡的な利益のために廃止するのは地方自治の本旨にそぐわない」などと訴えた。Xの発言及び投書の事実を知ったYは、これらの行為が「Q市職員の政治的行為の制限に関する条例」（以下「本件条例」）2条1号に該当すると判断し、同3条に基づいてXを戒告処分とした。Xは市の人事委員会に不服申立てを行ったが、処分が承認されたため、その取消しを求めて出訴しようと考えている。

【設問】

あなたはXの弁護士である。Xへの処分の取消訴訟において、どのような憲法上の主張を展開すべきだろうか。参考とすべき判例や国側から予想される反論を踏まえつつ論じなさい。

【資料】

○Q市職員の政治的行為の制限に関する条例

第1条 この条例は、本市職員（以下「職員」という。）に対して制限する政治的行為を定めるとともに、職員の政治的行為の制限に関し必要な事項を定めることにより、職員の政治的中立性を保障し、本市の行政の公正な運営を確保し、もって市民から信頼される市政を実現することを目的とする。

第2条 職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第36条第1項、第2項（同項第1号から第4号までに係る部分に限る。）及び第3項の規定により禁止し、又は制限される政治的行為をしてはならず、並びに政治的目的（特定の政党その他の政治的団体若しくは特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、若しくはこれに反対する目的又は公の選挙若しくは投票において特定の人若しくは事件を支持

2025（令和7）年度法律試験問題〔憲法・B日程〕

し、若しくはこれに反対する目的をいう。以下同じ。）をもって、同条第2項第5号の条例で定める政治的行為として次に掲げる政治的行為をしてはならない。

一 職名、職権又はその他の公私の影響力を利用すること

二号以下略

第3条 市長は、職員が法第36条第1項から第3項までの規定に違反して政治的行為を行った場合は、法第29条に基づき、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができるものとする。

2項以下略

2025（令和7）年度法律試験問題〔憲法・B日程〕

〔出題趣旨〕

本問は、市の政策の方向性に異を唱えた管理職たる地方公務員に対し、その行為が政治的
目的をもって行われた政治的行為であるとして、懲戒処分を科したことが表現の自由を保障
した憲法 21 条 1 項に違反するかを問うものである。

公務員の政治的表現の制約については、国家公務員に関する、猿払事件（最大判昭和 49
年 11 月 6 日）と堀越事件（最判平成 24 年 12 月 7 日）がリーディング・ケースになる。堀
越事件は、国公法 102 条 1 項が禁止する政治的行為を、公務員の「職務の遂行の」政治的中
立性を損なうおそれが「実質的に」認められるものに限定した。猿払事件では、公務員団体
の活動の一環としての特定政党のポスター配布・掲示という、政治的中立性を損なう実質的
なおそれが「当然認められる」行為が問われたのに対し、堀越事件はそもそもそのおそれの
有無について判断を要する事案であったとされている。

X側としては上記を踏まえて、実質のおそれは「ない」と主張すべきであるため、ここは
堀越事件の判断枠組みで考えることができ、問題となる実質のおそれの有無を主として検
討することになる（本問は同判例の理解を問うものでもある）。判断枠組みは、当該公務員
につき、「他の職員の職務の遂行に一定の影響を及ぼし得る地位（管理職的地位）の有無、
職務の内容や権限における裁量の有無、当該行為につき、勤務時間の内外」、当該公共団体
や「職場の施設の利用の有無、公務員の地位の利用の有無、公務員による行為と直接認識さ
れ得る態様の有無、行政の中立的運営と直接相反する目的や内容の有無等」を考慮要素とし
て総合的に判断することになる。

〔採点基準〕

- ・ 公務員の憲法上の位置づけと地公法、本件条例の目的、表現の自由とその保障範囲（25 点）
- ・ 地公法および本件条例の「政治的行為」の解釈（判断枠組み）（40 点）
 - 堀越事件と同じ基準を用いることの説明〔うち 10 点〕
 - 解釈基準の実体審査〔うち 10 点〕
- ・ 具体的検討（35 点）
 - 管理職、勤務時間内、庁舎内など
 - 「公務員の地位の利用の有無」、「行政の中立的運営と直接相反する目的や内容の有無」
の評価は分かれるので丁寧な論証が求められる

※参考とすべき判例や国側から予想される反論についての記載も上記配点に含む

商法〔全450点中50点〕

令和6年11月9日（土曜日）
14時35分～15時05分（30分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子1部、解答用紙3枚、下書用紙1枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。必要があるときは、手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

令和7年度法務研究科入試B日程問題 商法 30分 50点

【問題】 次の文章を読み、〔設問〕に答えなさい。

甲株式会社（以下、「甲」という。）は、取締役会設置会社であるが、公開会社ではなく、株券発行会社でもない。甲は、定款で、定時株主総会における議決権行使および定時株主総会における剰余金の配当決議に基づく剰余金の配当受領の基準日を毎年3月31日と定めている。

乙は、令和6年3月8日、その保有する甲の株式全部（以下、「本件株式」という。）を丙に譲渡した（以下、「本件譲渡」という。）。

乙も丙も、甲に対して本件譲渡の承認請求をせず、本件譲渡に基づく株主名簿の名義書換請求もなされなかった。

甲は、甲の代表取締役丁が本件譲渡の事実を丙から聞いたことから、令和6年6月21日に行われた定時株主総会における剰余金配当決議に基づき、本件株式について配当すべき剰余金（以下、「本件剰余金」という。）を丙に支払った。

〔設問〕 乙が甲に対して本件剰余金の支払を求めることができるかについて論じなさい。

【出題趣旨】 定款による株式の譲渡制限の意義を踏まえて、会社の承認がない場合の株式譲渡の効力についての考え方と整合する形で、会社が譲渡を承認されていない譲受人を株主として扱うことができるかについて、事案に即して論じることのできる能力を測定する。

【採点基準】

1. 会社から譲渡を承認されていない譲受人を会社が株主として扱うことができるかが問題となることの指摘（10点）
2. 株式譲渡自由の原則の趣旨に基づき、定款による譲渡制限の意義を述べていること（10点）
3. 譲渡制限株式の承認手続きを説明し、承認がない場合の株式譲渡の効力について、判例を踏まえて、当事者間及び譲受人と会社との関係についての考え方を示していること（10点）
4. 会社から譲渡を承認されていない譲受人を会社が株主として扱うことができるかにつき、名義書換未了の株主の場合との比較等を踏まえて、見解を示すことができていること（10点）
5. 本問の事案に即したあてはめを行い、これに基づいて結論を示していること（10点）

民事訴訟法〔全450点中50点〕

令和6年11月9日（土曜日）
15時10分～15時40分（30分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子1部、解答用紙3枚、下書用紙1枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。必要があるときは、手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

B日程【問題】

以下の【事例】を読み【設問】に答えなさい。

【事例】

Xほか4名は、Y県知事の発注する水害復旧建設工事を共同で請け負うため、甲企業体という名の民法上の組合を結成した。甲企業体の規約上、代表者であるXは、建設工事の施工に関し甲企業体を代表して発注者等と折衝する権限、請負代金を請求・受領する権限、組合財産を管理する権限、及び組合財産に関して訴訟を迫る権限を認められていた。

甲は、Yとの間に請負契約を締結したが、その後Yが一方的に請負契約を打ち切ったため、Xは、自分が原告となり、甲企業体の受けた損害の賠償をYに求める訴えを提起した（本件訴訟）。Yは、Xの当事者適格を争い、本件訴訟は甲の構成員がXに訴訟迫る権限を与えた任意的訴訟担当であるが、任意的訴訟担当は民事訴訟法30条によらない限り許されない、と主張した。

【設問】

本件訴訟において、Xの当事者適格は認められるか。

【出題趣旨】

最大判昭和 45・11・11 民集 24 卷 12 号 1854 頁をベースとした問題である。判例・学説は、組合の業務執行組合員について任意的訴訟担当を認めている。解答者は、任意的訴訟担当が認められるための要件を示した上で、本件設例のような組合の代表者 X について、当事者適格が認められるかどうかを論証すべきである。

【採点基準】

- | | | |
|---|-----------------|------|
| 1 | 任意的訴訟担当の認められる要件 | 20 点 |
| 2 | 業務執行組合員の当事者適格 | 20 点 |
| 3 | 結論 | 10 点 |